

パターン1

●市町村からの要請（市町村が事前に農業委員会の意見を聴取する場合）

令和7年度農地中間管理事業 事務スケジュール 【促進計画】

令和6年12月18日
宮城県農政部農業振興課
公益社団法人みやぎ農業振興公社

○事業手続き関係

県公告

権利項目	手続き項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
借入・貸付	促進計画等送付	市町村 → 機構	R7.3.3 (月)	R7.3.31 (月)	R7.5.1 (木)	R7.6.2 (月)	R7.7.1 (火)	R7.8.1 (金)	R7.8.28 (木)	R7.9.30 (火)	R7.10.29 (水)	R7.11.26 (水)	R7.12.30 (火)	R8.1.26 (月)
	促進計画認可申請	機構 → 県	R7.3.17 (月)	R7.4.14 (月)	R7.5.15 (木)	R7.6.16 (月)	R7.7.15 (火)	R7.8.15 (金)	R7.9.11 (木)	R7.10.14 (火)	R7.11.12 (水)	R7.12.10 (水)	R8.1.13 (火)	R8.2.9 (月)
	認可・公告（見込み）	県	R7.4.25 (金)	R7.5.27 (火)	R7.6.24 (火)	R7.7.25 (金)	R7.8.26 (火)	R7.9.26 (金)	R7.10.24 (金)	R7.11.25 (火)	R7.12.23 (火)	R8.1.27 (火)	R8.2.24 (火)	R8.3.24 (火)
権利の設定期間（案）	始 期	促進計画	R7.4.26 (土)	R7.5.28 (水)	R7.6.25 (水)	R7.7.26 (土)	R7.8.27 (水)	R7.9.27 (土)	R7.10.25 (土)	R7.11.26 (水)	R7.12.24 (水)	R8.1.28 (水)	R8.2.25 (水)	R8.3.25 (水)
	終 期		R17.4.27 (金)	R17.5.29 (火)	R17.6.26 (火)	R17.7.27 (金)	R17.8.28 (火)	R17.9.28 (金)	R17.10.26 (金)	R17.11.27 (火)	R17.12.25 (火)	R18.1.29 (火)	R18.2.26 (火)	R18.3.25 (火)

市町村公告（権限移譲）

権利項目	手続き項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
借入・貸付	促進計画等送付	市町村 → 機構	R7.3.27 (木)	R7.4.25 (金)	R7.5.27 (火)	R7.6.26 (木)	R7.7.25 (金)	R7.8.27 (水)	R7.9.26 (金)	R7.10.27 (月)	R7.11.26 (水)	R7.12.26 (金)	R8.1.27 (火)	R8.2.24 (火)
	促進計画認可申請	機構 → 市町村	R7.4.10 (木)	R7.5.9 (金)	R7.6.10 (火)	R7.7.10 (木)	R7.8.8 (金)	R7.9.10 (水)	R7.10.10 (金)	R7.11.10 (月)	R7.12.10 (水)	R8.1.9 (金)	R8.2.10 (火)	R8.3.10 (火)
	促進計画の公告	市町村	R7.4.25 (金)	R7.5.26 (月)	R7.6.25 (水)	R7.7.25 (金)	R7.8.25 (月)	R7.9.25 (木)	R7.10.27 (月)	R7.11.25 (火)	R7.12.25 (木)	R8.1.26 (月)	R8.2.25 (水)	R8.3.25 (水)
権利の設定期間（案）	始 期	促進計画	R7.4.26 (土)	R7.5.27 (火)	R7.6.26 (木)	R7.7.26 (土)	R7.8.26 (火)	R7.9.26 (金)	R7.10.28 (火)	R7.11.26 (水)	R7.12.26 (金)	R8.1.27 (火)	R8.2.26 (木)	R8.3.26 (木)
	終 期		R17.4.27 (金)	R17.5.28 (月)	R17.6.27 (水)	R17.7.27 (金)	R17.8.27 (月)	R17.9.27 (木)	R17.10.29 (月)	R17.11.27 (火)	R17.12.27 (木)	R18.1.28 (月)	R18.2.27 (水)	R18.3.26 (水)

○注意事項

- ・この事務スケジュールは作成日時点での見込みです。事業実施要綱の変更・事務処理状況等により、今後、内容を変更する場合があります。
- ・期限内に手続きが行われない場合は、翌月以降の手続きになりますのでご注意ください。
- ・賃借料の精算は、借受希望者が6月末（6月農委総会）までに借受けた場合はその年の精算で、7月以降に借受希望者が借受けた場合は翌年の精算となります。
- ・なお、合意解約等の手続きは、6月末までに手続きが完了した場合はその年の精算で、7月以降の手続きは翌年の精算となります。
- ・畑の耕作のみ周年での手続きとする。水田の耕作については、7月～9月総会（公告）は手続きを行いません。

パターン2

●市町村からの要請（機構が農業委員会の意見を聴取する場合）

令和7年度農地中間管理事業 事務スケジュール 【促進計画】

令和6年12月18日
宮城県農政部農業振興課
公益社団法人みやぎ農業振興公社

○事業手続き関係

県公告

権利項目	手続き項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
借入・貸付	促進計画等送付	市町村 → 機構	R7.1.30 (木)	R7.2.27 (木)	R7.4.1 (火)	R7.4.25 (金)	R7.5.30 (金)	R7.7.1 (火)	R7.7.30 (水)	R7.9.1 (月)	R7.10.1 (水)	R7.10.29 (水)	R7.12.1 (月)	R7.12.24 (水)
	意見聴取の依頼	機構 → 農業委員会	R7.2.10 (月)	R7.3.10 (月)	R7.4.10 (木)	R7.5.9 (金)	R7.6.10 (火)	R7.7.10 (木)	R7.8.8 (金)	R7.9.10 (水)	R7.10.10 (金)	R7.11.10 (月)	R7.12.10 (水)	R8.1.9 (金)
	総会での意見聴取	農業委員会	R7.2.25 (火)	R7.3.25 (火)	R7.4.25 (金)	R7.5.26 (月)	R7.6.25 (水)	R7.7.25 (金)	R7.8.25 (月)	R7.9.25 (木)	R7.10.27 (月)	R7.11.25 (火)	R7.12.25 (木)	R8.1.26 (月)
	意見書の提出	農業委員会→機構	R7.3.7 (金)	R7.4.3 (木)	R7.5.9 (金)	R7.6.4 (水)	R7.7.4 (金)	R7.8.5 (火)	R7.9.3 (水)	R7.10.6 (月)	R7.11.6 (木)	R7.12.4 (木)	R8.1.13 (火)	R8.2.4 (水)
	促進計画認可申請	機構 → 県	R7.3.17 (月)	R7.4.14 (月)	R7.5.15 (木)	R7.6.16 (月)	R7.7.15 (火)	R7.8.15 (金)	R7.9.11 (木)	R7.10.14 (火)	R7.11.12 (水)	R7.12.10 (水)	R8.1.13 (火)	R8.2.9 (月)
権利の設定期間(案)	認可・公告(見込み)	県	R7.4.25 (金)	R7.5.27 (火)	R7.6.24 (火)	R7.7.25 (金)	R7.8.26 (火)	R7.9.26 (金)	R7.10.24 (金)	R7.11.25 (火)	R7.12.23 (火)	R8.1.27 (火)	R8.2.24 (火)	R8.3.24 (火)
	始 期	促進計画	R7.4.26 (土)	R7.5.28 (水)	R7.6.25 (水)	R7.7.26 (土)	R7.8.27 (水)	R7.9.27 (土)	R7.10.25 (土)	R7.11.26 (水)	R7.12.24 (水)	R8.1.28 (水)	R8.2.25 (水)	R8.3.25 (水)
	終 期		R17.4.27 (金)	R17.5.29 (火)	R17.6.26 (火)	R17.7.27 (金)	R17.8.28 (火)	R17.9.28 (金)	R17.10.26 (金)	R17.11.27 (火)	R17.12.25 (火)	R18.1.29 (火)	R18.2.26 (火)	R18.3.25 (火)

市町村公告(権限移譲)

権利項目	手続き項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
借入・貸付	促進計画等送付	市町村 → 機構	R7.2.18 (火)	R7.3.21 (金)	R7.4.16 (水)	R7.5.21 (水)	R7.6.20 (金)	R7.7.18 (金)	R7.8.21 (木)	R7.9.19 (金)	R7.10.20 (月)	R7.11.19 (水)	R7.12.15 (月)	R8.1.21 (水)
	意見聴取の依頼	機構 → 農業委員会	R7.3.10 (月)	R7.4.10 (木)	R7.5.9 (金)	R7.6.10 (火)	R7.7.10 (木)	R7.8.8 (金)	R7.9.10 (水)	R7.10.10 (金)	R7.11.10 (月)	R7.12.10 (水)	R8.1.9 (金)	R8.2.10 (火)
	総会での意見聴取	農業委員会	R7.3.26 (水)	R7.4.25 (金)	R7.5.26 (月)	R7.6.25 (水)	R7.7.25 (金)	R7.8.25 (月)	R7.9.25 (木)	R7.10.27 (月)	R7.11.25 (火)	R7.12.25 (木)	R8.1.26 (月)	R8.2.25 (水)
	意見書の提出	農業委員会→機構	R7.4.2 (水)	R7.5.2 (金)	R7.6.3 (火)	R7.7.3 (木)	R7.8.4 (月)	R7.9.2 (火)	R7.10.3 (金)	R7.11.5 (水)	R7.12.3 (水)	R8.1.7 (水)	R8.2.3 (火)	R8.3.5 (木)
	促進計画認可申請	機構 → 市町村	R7.4.10 (木)	R7.5.9 (金)	R7.6.10 (火)	R7.7.10 (木)	R7.8.8 (金)	R7.9.10 (水)	R7.10.10 (金)	R7.11.10 (月)	R7.12.10 (水)	R8.1.9 (金)	R8.2.10 (火)	R8.3.10 (火)
権利の設定期間(案)	促進計画の公告	市町村	R7.4.25 (金)	R7.5.26 (月)	R7.6.25 (水)	R7.7.25 (金)	R7.8.25 (月)	R7.9.25 (木)	R7.10.27 (月)	R7.11.25 (火)	R7.12.25 (木)	R8.1.26 (月)	R8.2.25 (水)	R8.3.25 (水)
	始 期	促進計画	R7.4.26 (土)	R7.5.27 (火)	R7.6.26 (木)	R7.7.26 (土)	R7.8.26 (火)	R7.9.26 (金)	R7.10.28 (火)	R7.11.26 (水)	R7.12.26 (金)	R8.1.27 (火)	R8.2.26 (木)	R8.3.26 (木)
	終 期		R17.4.27 (金)	R17.5.28 (月)	R17.6.27 (水)	R17.7.27 (金)	R17.8.27 (月)	R17.9.27 (木)	R17.10.29 (月)	R17.11.27 (火)	R17.12.27 (木)	R18.1.28 (月)	R18.2.27 (水)	R18.3.26 (水)

○注意事項

- この事務スケジュールは作成日時点での見込みです。事業実施要綱の変更・事務処理状況等により、今後、内容を変更する場合があります。
- 期限内に手続きが行われない場合は、翌月以降の手続きになりますのでご注意ください。
- 賃借料の精算は、借受希望者が6月末（6月農委総会）までに借受けた場合はその年の精算で、7月以降に借受希望者が借受けた場合は翌年の精算となります。
- なお、合意解約等の手続きは、6月末までに手続きが完了した場合はその年の精算で、7月以降の手続きは翌年の精算となります。
- 畑の耕作のみ周年での手続きとする。水田の耕作については、7月～9月総会（公告）は手続きを行いません。

パターン3

●農業委員会から要請の場合

令和7年度農地中間管理事業 事務スケジュール 【促進計画】

令和6年12月18日
宮城県農政部農業振興課
公益社団法人みやぎ農業振興公社

○事業手続き関係

県公告

権利項目	手続き項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
借入・貸付	促進計画等送付	農業委員会 → 機構	R7.1.30 (木)	R7.2.27 (木)	R7.4.1 (火)	R7.4.25 (金)	R7.5.30 (金)	R7.7.1 (火)	R7.7.30 (水)	R7.9.1 (月)	R7.10.1 (水)	R7.10.29 (水)	R7.12.1 (月)	R7.12.24 (水)
	意見聴取の依頼	機構 → 農業委員会	R7.2.10 (月)	R7.3.10 (月)	R7.4.10 (木)	R7.5.9 (金)	R7.6.10 (火)	R7.7.10 (木)	R7.8.8 (金)	R7.9.10 (水)	R7.10.10 (金)	R7.11.10 (月)	R7.12.10 (水)	R8.1.9 (金)
	総会での意見聴取	農業委員会	R7.2.25 (火)	R7.3.25 (火)	R7.4.25 (金)	R7.5.26 (月)	R7.6.25 (水)	R7.7.25 (金)	R7.8.25 (月)	R7.9.25 (木)	R7.10.27 (月)	R7.11.25 (火)	R7.12.25 (木)	R8.1.26 (月)
	意見書の提出	農業委員会→機構	R7.3.7 (金)	R7.4.3 (木)	R7.5.9 (金)	R7.6.4 (水)	R7.7.4 (金)	R7.8.5 (火)	R7.9.3 (水)	R7.10.6 (月)	R7.11.6 (木)	R7.12.4 (木)	R8.1.13 (火)	R8.2.4 (水)
	促進計画認可申請	機構 → 県	R7.3.17 (月)	R7.4.14 (月)	R7.5.15 (木)	R7.6.16 (月)	R7.7.15 (火)	R7.8.15 (金)	R7.9.11 (木)	R7.10.14 (火)	R7.11.12 (水)	R7.12.10 (水)	R8.1.13 (火)	R8.2.9 (月)
	認可・公告(見込み)	県	R7.4.25 (金)	R7.5.27 (火)	R7.6.24 (火)	R7.7.25 (金)	R7.8.26 (火)	R7.9.26 (金)	R7.10.24 (金)	R7.11.25 (火)	R7.12.23 (火)	R8.1.27 (火)	R8.2.24 (火)	R8.3.24 (火)
	【参考】意見聴取(始期) ※地域計画区域外の場合	機構	R7.2.25 (火)	R7.3.25 (火)	R7.4.25 (金)	R7.5.26 (月)	R7.6.25 (水)	R7.7.25 (金)	R7.8.25 (月)	R7.9.25 (木)	R7.10.27 (月)	R7.11.25 (火)	R7.12.25 (木)	R8.1.26 (月)
【参考】意見聴取(終期) ※地域計画区域外の場合	機構	R7.3.4 (火)	R7.4.1 (火)	R7.5.2 (金)	R7.6.2 (月)	R7.7.2 (水)	R7.8.1 (金)	R7.9.1 (月)	R7.10.2 (木)	R7.11.3 (月)	R7.12.2 (火)	R8.1.1 (木)	R8.2.2 (月)	
権利の設定期間(案)	始 期	促進計画	R7.4.26 (土)	R7.5.28 (水)	R7.6.25 (水)	R7.7.26 (土)	R7.8.27 (水)	R7.9.27 (土)	R7.10.25 (土)	R7.11.26 (水)	R7.12.24 (水)	R8.1.28 (水)	R8.2.25 (水)	R8.3.25 (水)
	終 期		R17.4.27 (金)	R17.5.29 (火)	R17.6.26 (火)	R17.7.27 (金)	R17.8.28 (火)	R17.9.28 (金)	R17.10.26 (金)	R17.11.27 (火)	R17.12.25 (火)	R18.1.29 (火)	R18.2.26 (火)	R18.3.25 (火)

市町村公告(権限移譲)

権利項目	手続き項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
借入・貸付	促進計画等送付	農業委員会 → 機構	R7.2.18 (火)	R7.3.21 (金)	R7.4.16 (水)	R7.5.21 (水)	R7.6.20 (金)	R7.7.18 (金)	R7.8.21 (木)	R7.9.19 (金)	R7.10.20 (月)	R7.11.19 (水)	R7.12.15 (月)	R8.1.21 (水)
	意見聴取の依頼	機構 → 農業委員会	R7.3.10 (月)	R7.4.10 (木)	R7.5.9 (金)	R7.6.10 (火)	R7.7.10 (木)	R7.8.8 (金)	R7.9.10 (水)	R7.10.10 (金)	R7.11.10 (月)	R7.12.10 (水)	R8.1.9 (金)	R8.2.10 (火)
	総会での意見聴取	農業委員会	R7.3.26 (水)	R7.4.25 (金)	R7.5.26 (月)	R7.6.25 (水)	R7.7.25 (金)	R7.8.25 (月)	R7.9.25 (木)	R7.10.27 (月)	R7.11.25 (火)	R7.12.25 (木)	R8.1.26 (月)	R8.2.25 (水)
	意見書の提出	農業委員会→機構	R7.4.2 (水)	R7.5.2 (金)	R7.6.3 (火)	R7.7.3 (木)	R7.8.4 (月)	R7.9.2 (火)	R7.10.3 (金)	R7.11.5 (水)	R7.12.3 (水)	R8.1.7 (水)	R8.2.3 (火)	R8.3.5 (木)
	促進計画認可申請	機構 → 市町村	R7.4.10 (木)	R7.5.9 (金)	R7.6.10 (火)	R7.7.10 (木)	R7.8.8 (金)	R7.9.10 (水)	R7.10.10 (金)	R7.11.10 (月)	R7.12.10 (水)	R8.1.9 (金)	R8.2.10 (火)	R8.3.10 (火)
	促進計画の公告	市町村	R7.4.25 (金)	R7.5.26 (月)	R7.6.25 (水)	R7.7.25 (金)	R7.8.25 (月)	R7.9.25 (木)	R7.10.27 (月)	R7.11.25 (火)	R7.12.25 (木)	R8.1.26 (月)	R8.2.25 (水)	R8.3.25 (水)
	【参考】意見聴取(始期) ※地域計画区域外の場合	機構	R7.3.26 (水)	R7.4.25 (金)	R7.5.26 (月)	R7.6.25 (水)	R7.7.25 (金)	R7.8.25 (月)	R7.9.25 (木)	R7.10.27 (月)	R7.11.25 (火)	R7.12.25 (木)	R8.1.26 (月)	R8.2.25 (水)
【参考】意見聴取(終期) ※地域計画区域外の場合	機構	R7.4.2 (水)	R7.5.7 (水)	R7.6.2 (月)	R7.7.2 (水)	R7.8.1 (金)	R7.9.1 (月)	R7.10.2 (木)	R7.11.4 (火)	R7.12.2 (火)	R8.1.8 (木)	R8.2.2 (月)	R8.3.4 (水)	
権利の設定期間(案)	始 期	促進計画	R7.4.26 (土)	R7.5.27 (火)	R7.6.26 (木)	R7.7.26 (土)	R7.8.26 (火)	R7.9.26 (金)	R7.10.28 (火)	R7.11.26 (水)	R7.12.26 (金)	R8.1.27 (火)	R8.2.26 (木)	R8.3.26 (木)
	終 期		R17.4.27 (金)	R17.5.28 (月)	R17.6.27 (水)	R17.7.27 (金)	R17.8.27 (月)	R17.9.27 (木)	R17.10.29 (月)	R17.11.27 (火)	R17.12.27 (木)	R18.1.28 (月)	R18.2.27 (水)	R18.3.26 (水)

○注意事項

- ・この事務スケジュールは作成日時点での見込みです。事業実施要綱の変更・事務処理状況等により、今後、内容を変更する場合があります。
- ・期限内に手続きが行われない場合は、翌月以降の手続きになりますのでご注意ください。
- ・賃借料の精算は、借受希望者が6月末(6月農委総会)までに借受けた場合はその年の精算で、7月以降に借受希望者が借受けた場合は翌年の精算となります。
- ・なお、合意解約等の手続きは、6月末までに手続きが完了した場合はその年の精算で、7月以降の手続きは翌年の精算となります。
- ・畑の耕作のみ周年での手続きとする。水田の耕作については、7月～9月総会(公告)は手続きを行いません。